

令和 7 年度 うちなー健康経営推進事業
企画提案仕様書

1 委託事業名

令和 7 年度 うちなー健康経営推進事業

2 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 事業の目的

働き盛り世代の健康課題の解決に向けて、経済団体及び職能団体等（以下、「団体」という。）を支援することで、属する団体会員等（以下、「会員」という。）や地域において、健康経営等の普及啓発や健康づくり活動の促進を図る。

また、団体支援では他団体等の参考事例となるような、支援モデルの創出を目指す。

さらに、団体支援のみならず、あらゆる機会を通じて実施する食育 SAT を活用した健康教育、健康づくりに関する県民向けセミナー等の開催、「うちなー健康経営宣言事業所」に対する課題調査等を併せて実施する。

4 契約上限額

契約の上限額は、12,484,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

5 本事業の内容

本事業は、以下を主な業務とする。

(1) 団体支援

ア 団体に対する健康づくり活動支援

団体に対して、健康経営等に関する組織内部へのアプローチや、団体自身の健康づくりの実践、属する会員や所在地域に対する効果的な取組の提案や実施等、その団体が抱える課題や実施したい企画等に即した支援を伴走型で行うこと。支援する団体数は 2 以上とする。なお、過去に支援した団体を再度支援しても構わないが、2 回を限度とする。支援内容は以下に例示するが、これらに囚われることなく、柔軟な企画提案を行うこと。

(ア) 講座・勉強会・報告会等開催

属する会員や所在地域等に対して、健康づくりに関する講座、勉強会、報告会等を開催する。個人が実践するフィットネス講座等にとどまらず、健康づくりに取り組むための組織体制の構築、健康づくりを担う人材の育成等の内容も提供できることが望ましい。

(イ) 健康経営等の健康づくり周知広報等

健康長寿社会の実現に向けた取り組みを社会全体に広げるため、関係団体や関係機関と連携を図りながら、健康経営をはじめとする、健康づくりに関する情報発信や周知広報などの啓発活動を行うこと。

(ウ) 組織内部へのアプローチ支援

組織の各役職（会長や会頭等）や決定機関（総会、理事会、各部会等）に働きかける企画提案書の作成等をサポートする等、健康経営の理解促進、機運醸成を図る取組を行うこと。

イ 支援モデルの創出

団体支援については、支援モデルとして他団体等の参考事例となるよう、支援のテーマを明確に設定し、支援体制、支援方法等を示し、支援後の変化や効果について検証を行い、成果物として作成する啓発用冊子にまとめること。

(2) 健康経営等の健康づくりに関する各種取組

ア 食育 SAT を活用した健康教育

イベント等あらゆる機会を通じて、体験型栄養教育システム（食育 SAT）を活用した食生活改善のための健康教育を実施すること。【8回以上】

当該健康教育に参加した者に対しアンケート調査を実施すること。そのうち働き盛り世代 20 名以上に対し、当該健康教育を受けた後、食行動が改善したかを追跡調査し、改善した者の割合を算出すること。【必須事項】

イ 県民向けセミナー等の開催

健康経営の理解促進、気運醸成を目的に、県民向けセミナー等を開催すること。

開催に係る運営全般を受託者が担うこと。以下の条件を踏まえた上で、講師を含めた企画提案を行うこと。

(ア) 支援団体の取組を発表する時間を設けること。

(イ) 会場は 100 人以上収容可能で、モノレールに隣接していない場合には、相当数の駐車場を備える施設であること。

(ウ) 県の施策に係る表彰や事例発表等の場として活用する可能性を考慮すること。

ウ 「うちなー健康経営宣言事業所」の課題調査

「うちなー健康経営宣言」を行っている事業所に対してアンケート調査（100 事業所以上に依頼）を行い、課題を抽出し、分析結果を提言すること。

(3) 本事業に効果的な取組の提案

上記の取組に加え、事業目的の達成に効果的なオリジナルの取組を 1 つ以上提案すること。提案内容は、関係機関との連携等ではなく、団体への直接的な支援となる取組であること。

6 委託業務に係る留意事項

(1) 本事業を進めるにあたり、重要な事項（支援する団体や事業所の選定、アンケートの内容等）は、県の下承を得ること。

(2) 本事業に係る周知広報、申込受付、イベント運営等は受託者が行うこと。

(3) 本事業の実施に要する経費は、契約金額で賄うこと。

- (4) 県等が実施する健康づくりに関する施策や各種制度について、団体や事業所へ訪問する際には併せて周知し、また必要な場合は県等への橋渡しを行うこと。
- (5) 健康教育に使用する食育 SAT については、「公益社団法人沖縄県栄養士会」が保管・運用していることから、当該団体と連携し、健康教育を実施すること。

7 提出物

- (1) 実施報告書及び経費報告書の提出について
実施内容を取りまとめた実施報告書及び経費報告書を作成し提出すること。
実施報告書は、業務実績が容易に把握できるよう、図、写真、グラフ等を用いて作成すること。また、実施した業務の詳細（講座等実施日、講師、内容、参加事業所、参加人数等）もわかる内容にすること。（別添付でも可）
経費報告書は、支出経費の根拠となる証拠書類等を添付すること。
提出は紙媒体（A 4 判）1 部とし、実施報告書についてはデータも提出すること。
提出期限は、業務が完了して 10 日を経過した日、又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。
- (2) パンフレット（啓発用冊子）の作成について
支援団体の取組等について、パンフレット（啓発用冊子）を作成すること。内容は 5（1）イを踏まえること。
作成部数は、1,200 部以上とする。（カラー A 4 版、写真・図表等を分かりやすく配置。）ページ数は 20 ページ以内とする。

8 著作権

- (1) 本業務で制作した全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規程する権利を含む）、利用権は、県に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、その負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 委託業者は、成果物に関して著作者人格権を行使しないことに同意すること。また、当該成果物の著作者が委託業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (3) 成果物等に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 県は、本事業で納品された成果物を期限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができる。

9 業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止
契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

① 契約金額の 50 %を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

① 資料の収集・整理

② 複写・印刷・製本

③ 原稿・データの入力及び集計

④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

(4) 申請・承認手続の流れ◇

ア 委託業者が県へ再委託承認申請書（別紙様式 1）を提出（再委託を行う 10 日前までに申請すること。）

イ 県は、以下の視点で再委託の適否を確認

(ア) 「一括再委託」「契約の主たる部分の再委託」又は「相互供給（※）」に該当しないこと。

(イ) 再委託を行う合理的な理由及び必要性が適切に説明されていること。

(ウ) 再委託先の業務履行能力に問題がないこと。

・業務の履行に必要な人員・技術・設備等を備えていること。

・期限内に業務を完遂できること。

・業務品質及び成果が適正に保持されること。

(エ) 再委託先が「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」等不適切な者に該当しないこと。

(オ) その他、業務の適正な履行に支障をきたす恐れがないこと。

※ 相互供給について

委託先が当該契約に係る企画提案者に業務の再委託を行うことは、企画提案者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

- ウ 確認の結果、再委託が適当と判断する場合は、県が委託業者へ再委託承認書（別紙様式3）により通知
- エ 委託業者と再委託先が再委託契約を締結
- オ 承認を受けた内容に変更が生じるときは、委託業者が県へ再委託変更承認申請書（別紙様式2）を提出
- カ 県は、イに示した視点で変更の適否を確認
- キ 確認の結果、変更が適当と判断する場合は、再委託変更承認書（別紙様式4）により委託業者へ通知
- ク 委託業者と再委託先が再委託変更契約を締結

10 業務進捗状況に関する打ち合わせ

本事業を適正かつ円滑に実施するため、受託者は遅滞なく業務の進捗状況の報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

11 その他の留意事項

(1) 自社調達等を行う場合における利益等排除

本事業において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、本事業の実績額の中に受託者自身の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、委託業務の実施に要した経費に相当する額を精算して支払うという経理処理の性質上ふさわしくないと考えられることから、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととする。

① 利益等排除の対象となる調達先

受託者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象となる。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

ア 受託者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 受託者の関係会社

② 利益等排除の方法

ア 受託者の自社調達の場合

原価をもって委託対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって委託対象経費とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの

場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うこととする。

ウ 受託者の関係会社（上記イを除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって委託対象経費とする。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うこととする。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するため、その根拠となる資料を提出すること。

- （2） 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託事業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。
- （3） 本事業は、国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行するものとする。
- （4） 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県及び受託事業者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。
- （5） 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託事業者が責任をもって充足しなければならない。
- （6） 受託事業者の役員、職員等（再委託先等も含む）は、本委託業務の遂行上知り得た事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- （7） 本業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- （8） 県は、受託者に対し、状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができる。